

議案第13号

鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

（鳥取県延滞金徴収条例の一部改正）

第1条 鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
<p>(延滞金の額)</p> <p>第3条 延滞金の額は、納入通知書に指定した納期限の翌日から分担金等の納付の日までの期間の日数に<u>応じ、当該分担金等の金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u>に年14.6パーセントの割合（督促状に指定した期日までの期間については、年7.3パーセントの割合）を乗じて計算した額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>2 当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントに満たない場合には、その年中に係る前項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1190 1155 1358 1935"> <tr> <td data-bbox="1190 1585 1358 1935">年14.6パーセントの割合</td> <td data-bbox="1190 1155 1358 1585">次項に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合</td> </tr> </table>	年14.6パーセントの割合	次項に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合	<p>(延滞金の額)</p> <p>第3条 延滞金の額は、納入通知書に指定した期日の翌日から分担金等の納付の日までの期間の日数に<u>応じ、当該分担金等の金額（100円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。）</u>に年14.5パーセント（督促状に指定した期日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した額とする。<u>ただし、延滞金の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。</u></p>
年14.6パーセントの割合	次項に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合		

年7.3パーセントの割合

当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合）

附 則

1・2 略

附 則

(施行期日等)

1・2 略

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第3条に規定する延滞金の年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正)

第2条 鳥取県道路占用料徴収条例（昭和28年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県道路占用料等徴収条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この<u>条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）</u>第39条第2項及び第73条第2項（これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、<u>県が管理する道路に係る占用料及び延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(延滞金の徴収)</p> <p>第6条 法第73条第1項の規定による督促をしたときは、延滞金を徴収する。<u>ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p>	<p><u>鳥取県道路占用料徴収条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により県が徴収する道路占用料（以下「<u>占用料</u>」という。）の額及び徴収方法については、<u>法令その他別に定めのある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</u></p> <p>(延滞金の徴収)</p> <p>第6条 法第73条第1項の規定による督促をしたときは、延滞金を徴収する。</p>

(1) 納入通知書1通の金額が1,000円未満であるとき。

(2) 延滞金の額が100円未満であるとき。

(3) 滞納について知事がやむを得ない理由があると認めたと
き。

2 延滞金の額は、納入通知書に指定した納期限の翌日から法第
73条第1項に規定する負担金等の納付の日までの期間の日数に
応じ、当該負担金等の金額（100円未満の端数があるときは、
これを切り捨てた額）に年14.5パーセントの割合（督促状に指
定した期日までの期間については、年7.25パーセントの割合）
を乗じて計算した額（10円未満の端数があるときは、これを切
り捨てた額）とする。

3 当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措
置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示さ
れた割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が
年7.25パーセントに満たない場合には、その年中に係る前項の
規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、
それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

年14.5パーセントの割合	次項に規定する特例基準割合に 年7.25パーセントの割合を加算
---------------	------------------------------------

2 前項の延滞金の額及びその徴収方法については、鳥取県延滞
金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）の規定を準用する。

年7.25パーセントの割合	した割合
	当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントを超える場合には、年7.25パーセントの割合）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県延滞金徴収条例第3条の規定及び第2条の規定による改正後の鳥取県道路占用料等徴収条例第6条の規定は、平成26年1月1日以後の期間に係る延滞金について適用し、同日前の期間に係る延滞金については、なお従前の例による。

(鳥取県国有地使用料徴収条例の一部改正)

3 鳥取県国有地使用料徴収条例（平成12年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外)</p> <p>第5条 この条例の規定は、次に掲げる条例の規定が適用される 国有地については、適用しない。</p> <p>(1) <u>鳥取県道路占用料等徴収条例</u> (昭和28年鳥取県条例第48号)</p> <p>(2)~(6) 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第5条 この条例の規定は、次に掲げる条例の規定が適用される 国有地については、適用しない。</p> <p>(1) <u>鳥取県道路占用料徴収条例</u> (昭和28年鳥取県条例第48号)</p> <p>(2)~(6) 略</p>